

明末清初におけるマンチュリア史研究の現状と課題（上）

Reviewing the Historical Studies of Manchuria in the Late Ming and Early Qing Eras

塚 瀬 進*

Susumu TSUKASE

目 次

1. 戦前の研究動向
2. 戦後から1960年代にかけての研究動向
3. 1970年代から90年代にかけての研究動向
4. 2000年以降の研究動向 以上本号
5. 中国での研究 1950～60年代 以下次号
6. 中国での研究 70年代末～90年代
7. テーマ別による考察
 - ①ヌルハチ期・ホンタイジ期の問題
 - ②朝鮮・モンゴルとの関係
 - ③八旗制・満洲人について
 - ④清朝に帰順した漢人と明朝側で活躍した人物
 - ⑤産業政策・民族政策・軍事史
 - ⑥開国説話・史料について

おわりに

はじめに

本稿は、ヌルハチが勃興した16世紀末から入関（1644年）までのマンチュリア史研究について整理をおこない、研究史の到達点を確認することを目的としている。筆者は日露戦争後から現在までのマンチュリア史研究の概括的な動向については、すでに整理をおこなった⁽¹⁾。この内容をふまえ、本稿ではヌルハチ勃興から入関までの時期について、これまでどのような研究がおこなわれ

てきたのかを考察したい。

この時期のマンチュリアは、明朝の羈縻衛所制⁽²⁾の変容、女真諸部の勢力拡大、ヌルハチによる覇権確立、ホンタイジの皇帝即位という大きな社会変動が生じていた。こうした社会変動がいかなる要因から生じていたのか、ヌルハチが台頭した原因は何なのか、ホンタイジはどのような勢力を基盤にして皇帝となったのかなど、戦前以来さまざまな考察がおこなわれ、多くの見解が出されてきた。にもかかわらず、研究史の整理はあまりおこなわれないため、研究の到達点に関する研究者間での共通認識は十分とは言い難い。

とくに中国では1980年代から研究状況が変わり、研究の質・量ともに大きく増進した。これまで中国で発表された論文にアクセスすることは、さまざまな問題があり難しかった。しかし最近のCNKIのデータベース機能の拡充は著しく、所蔵図書館が分散していた雑誌も簡単にネット上で見ることができるようになった。それゆえ、中国で発表された論文についてはCNKIを使い、できるだけ言及することを心掛けた。

本稿は、新たなマンチュリア史像を構築する準備作業として、戦前から現在までの諸見解の整理をおこなった所産の一つである。研究論文の内容について、可能なかぎり誤解のないようにまとめたつもりではあるが、誤読、曲解があるかもしれ

*環境ツーリズム学部教授

ない。また重要な論文を見逃している恐れもある。多くの研究論文に目を通したが、網羅することが目的ではないので取り上げなかったものもある。以上の限界があることを最初に述べておきたい。

なお本稿では、ホンタイジが皇帝に即位した1636年以前を「マンジュ国」、皇帝即位後を「清朝」と記述する。一括して示す場合は「マンジュ国・清朝」と表記している。またヌルハチ期(1583～1626年)、ホンタイジ期(1627～1644年)などの表記も使っている。

(1) 塚瀬進2011

(2) 羈縻衛所制については塚瀬進2010, 84～87頁を参照。

1. 戦前の研究動向

戦前において、マンジュ国・清朝の研究に先駆的に取り組んだ研究者として稲葉岩吉を指摘したい。1913年に「清初の疆域」という論文を発表して、女真諸部の居住地がどこであったのか考証した⁽¹⁾。また、女真の社会経済状況について検討し、女真は氏族制社会の段階にあり、「満洲八旗は当時の女真人の即してゐた氏族制度の結晶」であったと主張した⁽²⁾。一般的に氏族制社会とは、同一血統に属する血族集団の上に成立する階級分化が未発達な社会を指す。稲葉岩吉は女真社会の発展度が低いことを主張した。

これに対して馬奉琛は、奴隷の存在に着目した考察をおこない、女真社会における奴隷労働の状況、奴隷の社会的役割について分析した⁽³⁾。この研究により、多数の奴隷の存在が女真社会に確認されたため、氏族社会の段階にあったという稲葉岩吉の主張には疑問が投げかけられた。

旗田巍は、「李朝実録」にある15世紀中ごろの女真に関する記述を考察して、女真は氏族社会であったとする稲葉岩吉の主張の検証をおこなった⁽⁴⁾。その結果、女真の部落は血縁的基盤ではなく地域的団体であったこと、部落内には相当な地位の差異があったことを主張した。それゆえ氏族制は崩壊していたとして、稲葉説に異議を唱えた。

中山八郎は「氏族制の基礎は崩壊していたが、完全には消滅していなく、とくに戦闘の場合には氏族的色彩は濃厚に存在した」と女真社会の段階について述べた。そして、女真諸部を統合した制度として八旗制を指摘し、興亡、対立していた女真は

八旗制により統合されたという理解を主張した⁽⁵⁾。

鴛淵一は、1932年以降にヌルハチ期の政治外交史に関する論文を発表して、ヌルハチ政権の特徴、対朝鮮関係、対モンゴル関係について考察を加えた⁽⁶⁾。政治史については、今西春秋がホンタイジの立太子問題について検討した⁽⁷⁾。三田村泰助はヌルハチによる天命建元について考察し、1616年にハン位についた事実はあるが、中華王朝と同様に建国・建元をおこなった事実は無かったと主張した⁽⁸⁾。ヌルハチが対明断行を表明した「七大恨」については、その内容が清朝側と明朝側の史料とでは異なっている。その内容については孟森⁽⁹⁾、鴛淵一⁽¹⁰⁾、今西春秋⁽¹¹⁾が検討を加えている。

1936年に三田村泰助は、マンジュ国の理解を大きく前進させる論文を発表した。三田村泰助は、まずマンジュ国の名称について検討し、マンジュ国はイェヘ・ハダなどの女真諸部と相対したヌルハチを指導者とする国名であり、1600年前後に称されたと主張した。しかし、明や朝鮮からの疑念・干渉は避けるため、対外的には「建州」を称した。「マンジュ」は女真の間では偉い酋長の尊称として使われており、マンジュ国とは偉い酋長「マンジュ」であるヌルハチが君臨する国の意であったとした。女真諸部の統一後、ジュセン国と称したので、マンジュ国の国号はやめた。マンジュ国が使われたのは1600年前後から1616年までの短い期間であり、ヌルハチ政権の変化に伴い名称も変わったという解釈を主張した。

また、マンジュ国がいかなる過程を経て成立したのか、社会経済状況の変化から説明を試み、女真社会をガジャン(郷村)とムクン(氏族)とを基本単位とした「崩壊しつつある氏族社会」であったと解釈した。氏族社会の解体に伴って専制的指導者があられ、その指導下でガジャン・ムクンは結合してアイマンを形成し、さらにいくつかのアイマンが結合してグルン(国)が誕生した。グルンにまでガジャン・ムクンの結合度を高めたものが八旗制であったと主張した⁽¹²⁾。

孟森は八旗制について考察し、旗王はその領旗に強い権限を持ち、ハンといえども旗王の一人にすぎず、八旗制を分権的なものと理解した。そしてヌルハチ、ホンタイジの統治を経てハン権力が

伸張し、雍正帝の時に中央集権体制が成立したと主張した⁽¹³⁾。

1939年に旗田巍は二本の論文を発表して、女真社会を理解する上でのポイントを指摘するとともに、その変容過程について考察した。まず、これまでの研究史を総括して、女真社会が崩壊過程にある氏族社会であったことは、諸研究により確認されたとした。そして、今後の課題として、氏族社会の崩壊過程における奴隷制度の意義、八旗制の発展のなかに封建社会の成立根拠を求めることを主張した⁽¹⁴⁾。

もう一つの論文では、ニル成立により満洲人の軍事組織の単位であった地縁、血縁による結合体はその意義を失い、新たに成立したニルのなかに吸収されたとし、ニル成立により、それ以前の社会経済的単位が崩壊して、ニルという大きな集団へ女真は再編成されたと解釈した。そうしたニルの成立を可能にした状況として、漢人、朝鮮人奴婢の増加による社会の階層分化と農業生産の向上を指摘し、明末に女真社会は「富強なる貴族の家族を中心として結集した団体へと転化した」と主張した⁽¹⁵⁾。ニルの成立を女真社会の画期として位置づけた点は、今日でも傾聴に値する。

ヌルハチ期の研究は、広島大学を拠点にした鴛淵一と戸田茂喜によってもすすめられた。戸田茂喜は、ヌルハチの都城について検討するとともに、ヌルハチが漢人を収容して勢力を拡大していく過程について考察した⁽¹⁶⁾。鴛淵一は、ヌルハチ期の「固山領真」(旗長、旗主)が誰であり、政権内でどのような役割を果たしたのか考察した⁽¹⁷⁾。また、「擺牙喇」(護軍、バヤラ)について考察を加え、バヤラは八旗制のなかに含まれてはいたが、ハンやペイレの私兵の側面が強かったと主張した⁽¹⁸⁾。さらに、「ジュセン」がどのような意味で使われたのか、その用例の変化を検証して、女真の意味から部民へと変わり、やがては手下を意味するものへ、さらには奴隷の意に転化したと指摘した。そして、こうした変化はヌルハチが権力者としての地位を高めていく過程とともに生じていたと主張した⁽¹⁹⁾。鴛淵一は旗地についても考察を加えた。ヌルハチ期の「満文老檔」には旗地に関する記述は四つあり、それらをもとに旗地の状況について考察した。しかし四つの記述からでは、

旗地の分布状況や授与にあたっての基準を明らかにすることはできないとした⁽²⁰⁾。

安部健夫はニルを研究題材として、八旗制の内部構造について考察した。八旗制の特徴として、ハンと旗人との統属関係には封建的關係ともみなせる部分があるとはいえ、官僚的關係が基本であったと指摘し、ヌルハチは八旗制という官僚機構の頂点にいた独裁的君主だと主張した⁽²¹⁾。次いで、ニルの実態を把握するために、トクソとジュセンについて考察した⁽²²⁾。

和田清は歴史地理について考察をおこない、ヌルハチ期に満洲諸部はどこに居住していたのか、その比定をした⁽²³⁾。またヌルハチが興起した場所はどこなのか、各種の史料を検討して、その位置について考証した⁽²⁴⁾。園田一亀はヌルハチ死去の状況、1583年の挙兵から文祿の役(1592年)までの、ヌルハチの活動について考察を加えた⁽²⁵⁾。劉選民はヌルハチが進めた周辺諸部族への軍事行動について考察した⁽²⁶⁾。

戦時色が強まった1940年代においても研究はすすめられた。「満洲史」研究を精力的にしていた三田村泰助は、1941～42年にかけてホンタイジの即位事情について考察をおこなった⁽²⁷⁾。戸田茂喜はヌルハチによる漢人対策について検討し、土地よりも人丁の確保を重視していた点を主張した⁽²⁸⁾。布村一夫は、女真の社会段階をめぐる諸説を整理し、ヌルハチが二道河子旧老城に居を構えていた時期の女真の状況や、婚姻関係から入関前の女真社会の特徴について考察した⁽²⁹⁾。中山八郎は、ヌルハチ期の統治機構について検討し、その担い手は皇族を中心とした和碩貝勒と官僚的な議政大臣の二系統であったと主張した⁽³⁰⁾。江嶋壽雄は、申忠一『建州紀程図記』の記述からガシヤンの形態を抽出し、『満洲実録』の記述と比較検討した。そして氏族制崩壊から八旗制への移行過程を、ガシヤンの形態変化から考察しようと試みた⁽³¹⁾。

周藤吉之は入関前の旗地について考察し、入関前の旗地政策は1621年の遼東占領を境に前後に分けられるとし、それぞれの時期の特徴について指摘した。遼東占領前では、旗地は杜丁を基礎に与えられ、その耕作には奴隷も使われていたが、かなり協同的な耕作がおこなわれていたこと、旗地

に租税はかけられず、旗人は旗地からの収穫を軍糧にあてていたとした。遼東占領後では、すべての壮丁（漢人も含む）に土地が支給され、壮丁に官糧、徭役が課せられた。こうした土地支給の形態を「均田制」と称し、有力な旗人は多数の壮丁を持つため多くの土地を獲得したこと、奴隷ではなく壮丁による耕作の比重が増えた点を指摘した。また旗人と漢人との関係について、ヌルハチ期は旗人と漢人が混住していたが、旗人による漢人への圧迫が問題となったので、ホンタイジ期には両者の分離がおこなわれたとした。ヌルハチ・ホンタイジ期の土地政策の特徴として、壮丁を基礎にしていた点を指摘する。また、旗地の分布状況に関する史料は断片的なため明確にはできないと断りながら、康熙版『盛京通志』は瀋陽近隣に多かったことを記述していることから、入関前も瀋陽近隣に旗地は多かったと推測している⁽³²⁾。

以上の戦前の研究動向をまとめると、ヌルハチ勃興期における女真社会の発展段階、八旗制、旗地などの研究がおこなわれたことが指摘できる。戦後の研究はこれらの研究成果を基盤にして、より詳細な考察へとその内容を発展させていった。

- (1) 稲葉岩吉1913
- (2) 稲葉岩吉1929-30
- (3) 馬奉琛1935。陶希聖1934も奴隷について考察し、馬奉琛の見解を補強した。
- (4) 旗田巍1935
- (5) 中山八郎1935
- (6) 鴛淵一1928、1932、1933、1935
- (7) 今西春秋1935a、1935b
- (8) 三田村泰助1935、1936a
- (9) 孟森1935
- (10) 鴛淵一1935
- (11) 今西春秋1936
- (12) 三田村泰助1936b
- (13) 孟森1936
- (14) 旗田巍1939a
- (15) 旗田巍1939b
- (16) 戸田茂喜1937-38
- (17) 鴛淵一1938a
- (18) 鴛淵一1938b
- (19) 鴛淵一1939
- (20) 鴛淵一1938c。後に再び旗地について検討している

が、結論に大きな変化はない（鴛淵一1961）。

- (21) 安部健夫1942a
- (22) 安部健夫1942b
- (23) 和田清1939
- (24) 和田清1940
- (25) 園田一亀1933、1936
- (26) 劉選民1938
- (27) 三田村泰助1941、1942
- (28) 戸田茂喜1941
- (29) 布村一夫1941、1943a、1943b
- (30) 中山八郎1944
- (31) 江嶋壽雄1944
- (32) 周藤吉之1941

2. 戦後から1960年代にかけての研究動向

敗戦により研究活動が困難であったなか、村松裕次はヌルハチが勃興した要因に関する論文を1947年に発表した⁽¹⁾。まず女真社会の状況について検討し、女真は酋長に率いられた部落を集団の単位としており、個々の家の結合はルーズであったと指摘した。そうしたルーズな家々を酋長が統率できた理由として、明朝が酋長に給付した勅書が部落統合の権威として機能したことを指摘し、ヌルハチも明朝の勅書の権威を利用して台頭したと主張した。

戦前に研究活動をしていた研究者のなかには、戦後も研究を継続した人がいた。鴛淵一は、1948年に入関前の女真社会について考察した論考を発表した⁽²⁾。戦後間もなくに出されたものだが、女真社会の変化を要領よくまとめており、現在でも参照の価値は高い。1949年には北村敬直が入関以前の遼東の状況について考察を加えた⁽³⁾。残念ながら未完である。

鴛淵一は50年代以降、ヌルハチ期、ホンタイジ期の法制史（刑法）⁽⁴⁾、政治史（台吉、貝勒の役割、諸王の動向、来帰者の状況）⁽⁵⁾、対朝鮮関係⁽⁶⁾に関する研究を発表して、この時期の理解を前進させた。

1951年にはヌルハチ関係の論文が相次いで三本発表された。和田清はヌルハチの勃興過程について、「尼堪外蘭との抗争」、「一族からの迫害」、「遠交近攻の策略」、「女真社会の変化」から考察した⁽⁷⁾。中山八郎はニル編成の目的は、部落の指

導者の独自性を除去して、軍官（ニルエジェン）のなかに包摂する意図があったと指摘した。そしてニル編成により、ヌルハチは軍事指導者のニルエジェンを管轄下に置き、軍隊統制の中央集権的官僚化をはかろうとしていたと主張した⁽⁸⁾。安部健夫は八旗制研究の一環として旗地の状況について検討した⁽⁹⁾。安部健夫は戦前に発表した論文とあわせて八旗制、ニル研究の完成を目指したが、1959年に死去したため未完に終わっている。

1959年に中山八郎は八旗制の由来は何にあるのかを検討し、旗色の選定や八旗を「四方四隅」に配したことには、中国古典思想の影響や北魏拓跋氏の遺制がうかがえると主張した⁽¹⁰⁾。

今西春秋はヌルハチによる天命建元は存在したのかという事実の確定⁽¹¹⁾、建州五部や海西諸部の居住地について考察した⁽¹²⁾。以上の他に50年代においては、小川裕人がヌルハチによる女真の統合過程について⁽¹³⁾、坂井衛がヌルハチの遼東統治やその商業活動について⁽¹⁴⁾、水原重光がホンタイジの民族政策について検討をおこなった⁽¹⁵⁾。田中克己は女真の状況について考察を加えた⁽¹⁶⁾。

三田村泰助は50年代では基本史料の考察に力を注ぎ、「清朝実録」と「満文老檔」の比較研究をおこなった⁽¹⁷⁾。その成果をもとに、女真社会や八旗制度について水準の高い研究を60年代に発表した。1960年に発表した論文では、ヌルハチを補佐してマンジュ国の成立に尽力した氏族集団について考察した。氏族集団の特徴、成立年代などを検討したうえで、その形成過程について指摘した。明初にオドリ部を中心とした集団が三姓付近から南下して東間島に至り、土着集団と合わさることで新たな集団をつくり、その後興京へ西遷した。興京では漢化した氏族集団と結合する一方で、東間島方面の未開氏族を収容して軍事力の増強をはかりながら、マンジュ国は勃興していったと主張した⁽¹⁸⁾。ついで、八旗の成立について記述した基礎史料を再検討して、「固山」(グサ)、「牛录」(ニル)がどのような性格を持っていたのかを考察した。そして八旗の成立年次として、四旗が1588～89年に成立し、1616年に八旗に増設されたという見解を主張した⁽¹⁹⁾。

1963年から64年にかけて、「ムクン・タタン制」

に関する大作を発表した⁽²⁰⁾。その論旨は多岐にわたり、簡略に整理することは難しいが、敢えてしてみたい。『満文老檔』巻79以下に記述されている「族籍表」をもとに、「ムクン・タタン制」の性格・特徴について考察を試みた。初めに研究史として鴛淵一、安部健夫の研究をとりあげ、その不十分な点を指摘する。鴛淵一は、「族籍表」の第一ムクンの長にヌルハチ、第二ムクンの長にチュエン（長子）、第三ムクンの長にチュルガチ（弟）の名があることをもとに、「三巨頭制」を主張していた。この説は傾聴すべき点はあるが、「族籍表」そのものの分析はほとんどおこなっていない点を指摘した。安部説への疑問は多岐にわたる内容なので詳細は省くが、その誤解について丁寧に反駁している。そして、「族籍表」を「一時の政治情勢よりの所産」と考え、「族籍表」が作成された時点の歴史状況の把握なしには、その理解はできないとして明末女真の動向へと筆を運ぶ。

まず「族籍表」が記述する勅書は、女真社会にどのような意味を持っていたのか、ヌルハチの拡大過程にそくして考察する。勅書は明朝が衛所の首長と認めた公認書であり、朝貢する資格を示す貿易許可証でもあった。明朝がおこなった勅書の授与による羈縻政策を貢勅制と規定して、貢勅制がヌルハチ勢力拡大の鍵であったことを指摘した。

次いで、「族籍表」の勅書は海西女真のものであるため、海西女真と貢勅制の状況について考察する。貢勅制は16世紀初頭には紊乱状態になり、①不正勅書の横行、②入貢者の激増、③勅書の争奪がおこなわれた。しかし明朝にそれを正す力はなかったので、海西女真の有力者を通じて統轄する方法をとった。その有力者として選ばれたのがハダの王忠であった。このため、女真有力者に「支配権という無形の権益」を与えることになったと、貢勅制変容の歴史的意義について指摘した（153～155頁）。

以上の考察を通じて、「族籍表」が記述された時期は、貢勅制を利用した女真勢力拡大、貢勅制の紊乱が社会の基底にあり、それに遼東では高淮による苛酷な徴税、李成梁の貪欲な行動が加わり、激しい混乱のなかにあったとした。

「族籍表」は、1610年に復貢政策に転じたヌルハチが、ハダの当主ウルクタイ名義の下で、開原

での朝貢に際して行使した勅書の配当表であったと解釈した。明朝への復貢にふみきつたヌルハチは、「形式上驗貢の合法性を整え」、「権利未遂行のまま死蔵されていた海西の貢勅を、最大規模において行使した」とし、それゆえ「族籍表」の内容は「一般的恒常的な性格、たとえば当時の統治形態の全貌」を示すものではないとした(187～188頁)。

「族籍表」は「ムクン・タタン表」とも呼べるものであり、女真社会はムクン・タタン制を基盤に成立していたとする。ムクン(「氏」。原始的な氏族形態であるハラ(姓)から地縁的要素を含むものに移行した形態)とは、採取経済を遂行する組織であり、女真社会を氏族制社会として規制した本質的な要素であった(256頁)。タタンとは「野外住居」(217頁)、「遠出の場合の假泊小屋」(253頁)、「採取の現場における拠点から転じて採取乃至生産の場」(257頁)であった。そしてムクン・タタン制とは、「土地占有における満洲氏族共同体の構成形式であると同時に、直接生産に携わる組織でもあり、また取得物乃至生産物の分配の組織」(259～260頁)だとしている。

次いで、ムクン・タタン制が女真社会の具体的なレベルではどのように表れていたのか、ヘヂェ、オロチョン、兀狄哈(ウデハ)を事例として考察する。そして兀狄哈の社会形態を「農耕を伴う狩猟形式による企業化」ととらえ、これを発展させたのが建州女真、海西女真であったとした。建州、海西が強大化した要素として、①貢勅制、②貂参の利、③精鋭な軍隊を指摘して、建州女真がマンジュ・グルンを成立させた過程の考察へと進む。

建州女真の特徴として遷住現象、定着農耕性の稀薄さを指摘し、「不安定な流動する社会」が女真社会の本来的なあり方であり、そうした不安定さを「柔軟な適応性」により乗り越えてきたとする。ヌルハチ期は氏族制が封建制であったと見間違ふほどの変貌を遂げた時期であったが、「氏族制末期或いは封建制への過渡期」(212頁)としてとらえている。

マンジュ・グルンの変遷を三期に分け、第一期：草創の時代(～成化三年の役)、第二期：貢勅制の確立(～正徳年間16世紀初頭)、第三期：新旧勢力の交替期(嘉靖初頭～)とする。この時期全

体は、略奪を伴った自給経済から、貢勅制を利用した撫順関を通じての交易により勢力拡大した時期とも表現できる。この過程のなかで、ムクン・タタン制は採取経済の不成立と同時にその機能は停止し、以後は八旗制と結びついて変貌、消滅した。採取経済の不成立の契機は、明朝がヌルハチの拡大を懸念して朝貢を停止した時であった。朝貢できなければ、採取した人参を財に代えることはできない。ヌルハチは明朝との妥協を模索したとはいえ、最終的には明朝依存からの脱却(貢勅制の廃棄)を選択して、対明断行を決意したとする。

三田村泰助の研究は、戦前以来おこなわれてきた女真社会や八旗制度に関する研究を集大成し、「満文老档」や「清朝実録」の緻密な解釈により、女真社会の変容からヌルハチの対明断行までを跡付けた画期的なものだと評価できる。

60年代に三田村泰助の研究が出されたことにより、入関前のマンチュリア史に関する理解は大きく前進した。そうした一方で、東京大学東洋史研究室を中心にしておこなわれた『満文老档』の訳注の第一巻が1955年に刊行された。そして、この訳注作業に携わった神田信夫、松村潤、岡田英弘、阿南惟敬、石橋秀雄が、研究成果の発表をはじめた。

神田信夫は入関前の政治史、制度史に関する論文を発表した⁽²¹⁾。松村潤は入関前の政治史⁽²²⁾について研究するとともに、清朝の開国説話について新たな見解を主張した(後述)⁽²³⁾。また、「太祖実録」、「太宗実録」の編纂過程について、新史料の内容も踏まえて検討を加えた⁽²⁴⁾。

阿南惟敬は1960年にサルフの戦いに関する論文を発表したことを皮切りとして、入関前のマンチュリア史に関する研究を次々に発表した⁽²⁵⁾。阿南惟敬は多数の論文を発表しているが、その傾向は三つに分類できると考えた。第一には八旗制研究である。八旗制研究こそ阿南惟敬がもっとも精力的に取り組んでいた分野であり、関係史料を網羅的に抽出して実態を理解しようとした⁽²⁶⁾。第二には、清朝の軍事史について研究をすすめた⁽²⁷⁾。第三には、黒龍江方面の状況に関する研究をおこなった⁽²⁸⁾。阿南惟敬は1975年に54歳で死去するまで論文を書き続け、マンチュリア史についての理解を増進させた。

石橋秀雄は1961年にヌルハチによる遼東支配に

関する論文を発表して、入関前のマンチュリア史の研究に着手した⁽²⁹⁾。翌62年までに三本の論文を書き、ヌルハチは遼東での漢人統治には来帰した信頼度の高い漢人官僚を使った、「漢をもって漢を治める」政策をとったが失敗に終わった。失敗の原因として、漢人の把握が十分でなかったこと、徴税に際して以前の悪弊が改善されなかった点を指摘し、ヌルハチ政権の統治力は農村の末端にはおよばず、城堡の支配維持にとどまる、いわば「点の支配」であったと主張した⁽³⁰⁾。次いで八旗制の研究をおこない、ニルを構成した人々に着目して、史料にあらわれる語句（イルゲン、ジュシェン、エジェン、アハなど）が示した人々の性質について検討を加えた。6本の論文を発表して、イルゲンはハンとの関係（君民関係）において、ジュシェンはアンバン（大人）やベイレ（王）との関係（族長とその構成員の主従関係）において、アハはエジェン（主人）との関係（主僕関係）において記述されていることを主張した⁽³¹⁾。

細谷良夫は1960年代以降に八旗制を考察した論文を発表した。その内容は必ずしも入関以前のことだけを扱った論考ではないが、マンチュリア史の理解には有益である。1968年に発表した論文で、マンジュ国・清朝は入関以前では「八旗制度に立脚して支配者層たる諸王の合議制が行われ、支配が展開されるという、北方民族に特徴的な、謂わば族制的性格を付有する封建的支配機構」であったと主張した⁽³²⁾。漢軍旗人、帰順漢人などに関する論考については後述する。

田中宏巳は八旗制について研究し、「固山」について考察するとともに、ヌルハチ期の八旗制の状況についてまとめている⁽³³⁾。また、若松寛はヌルハチの伝記を著している⁽³⁴⁾。

- (1) 村松裕次1947
- (2) 鴛淵一1948
- (3) 北村敬直1949
- (4) 鴛淵一1950、1951
- (5) 鴛淵一1958、1960a、1960b、1963
- (6) 鴛淵一1957、1968a、1968b
- (7) 和田清1951
- (8) 中山八郎1951
- (9) 安部健夫1951
- (10) 中山八郎1959

- (11) 今西春秋1959、1961a
- (12) 今西春秋1950、1956-57、1961b、1967
- (13) 小川裕人1950
- (14) 坂井衛1951、1953
- (15) 水原重光1953
- (16) 田中克己1959a、1959b
- (17) 三田村泰助1950、1957a、1957b、1958、1959、1962a
- (18) 三田村泰助1960
- (19) 三田村泰助1962b
- (20) 三田村泰助1963、1964
- (21) 神田信夫1992、2005
- (22) 松村潤1969、1972a、1981、1992
- (23) 松村潤1972b、1998
- (24) 松村潤1973、1975、1989、2001
- (25) 阿南惟敬の論文は、阿南惟敬1980にほとんど収録されている。石橋崇雄の書評が理解の参考になる（石橋崇雄1982）。
- (26) 阿南惟敬1965、1966a、1966b、1967、1968、1971、1975、1977
- (27) 阿南惟敬1960、1961a、1962a、1969
- (28) 阿南惟敬1961b、1962b、1963、1970
- (29) 石橋秀雄の論文は、石橋秀雄1989にほとんど収録されている。
- (30) 石橋秀雄1961a、1961b、1962
- (31) 石橋秀雄1964a、1964b、1968、1977、1984、1985
- (32) 細谷良夫1968
- (33) 田中宏巳1968、1976
- (34) 若松寛1967

3. 1970年から90年代にかけての研究動向

70年代には既述した松村潤、阿南惟敬、石橋秀雄らが研究を発表する一方で、旗地に関する興味深い論文が二本出された。

一つは、村松裕次が関外における清代土地制度の原型を明らかにすることを目的に、入関前の土地制度について考察した。周藤吉之、安部健夫らの先行研究によりつつ、独自の解釈をおこない、満洲的土地制度には荘園制度がある一方で、均田制的な農業がおこなわれるという、一種の二重構造ともみなせるものであったと指摘した⁽¹⁾。

もう一つは戦前に旗地について大著を出した周藤吉之が、あらためて八旗制下の村落に関する論文を発表した。その内容は、ヌルハチが興起した

時の村落は大きなもので百余戸、小さなもので三十戸程度であり、血縁的紐帯の強い集団であったが、ニル編成により変容していき、地縁的關係が強くなったとした。そして遼東占領後、旗人は遼東各地の土地を分け与えられたので、女真の居住形態はより地縁的關係を強めたと主張した。入関後は官荘、王公荘園の設置、それを管理する荘頭の配置がなされ、旗人と民人の別が明確になるとともに、旗地は漢人の佃戸が耕作するようになったと指摘した⁽²⁾。

田中通彦は70年代に三本の論文を発表して、遼東占領以前のヌルハチ政権の性格について独自の見解を主張した⁽³⁾。戦前以来の先行研究を丁寧に整理して、女真社会の共同体内部および共同体相互間の階層分化の状況、共同体相互の諸関係の検討をおこなった。そして、遼東占領以前のヌルハチ政権の基本的支配関係は、「アジア的な小共同体をその首長を介して共同体とその成員と総体的に支配・従属せしめる関係、具体的には共同体とその成員を貢納制、賦役制によって支配する」関係であったと説明している。その後、田中通彦自身もこれ以上の研究はおこなってなく、またこの見解を継承する研究者もいない状況である。

80年代になると、石橋崇雄が八旗制やホンタイジの皇帝即位、皇帝権に関する論文を発表した。はじめに、バヤラ（ハンやペイレの親衛隊的な兵）を取り上げ、その種類や性格について考察した。バヤラには白バヤラ、バヤラ、紅バヤラの三種があったとし、1623年以前では白バヤラ、バヤラは八旗制には縛られない位置にあり、紅バヤラは八旗制の構造内に属したと指摘した。しかし、遼東占領後に本格的な漢人統治が行われると八旗制の強化がはかられ、1623年以降ではバヤラ全体が八旗のなかに組み込まれたと主張した⁽⁴⁾。次いで、ハグサの成立は1618年、ハグサ色別の成立は1622年だとする考証をおこない、ハグサ色別の目的は、遼東占領により漢人農耕社会を統治することになったので、ハグサに軍事組織の機能だけではなく政治・社会組織の機能をも求めた点にあると主張した⁽⁵⁾。

皇帝即位、皇帝権について考察した三本の論文において、ホンタイジは八王の合議形式のなかでハンに選出されたので、当初は一旗王にすぎず、

ハンとペイレとの間には名目的な上下関係はあっても実質的な権力関係はなかったと指摘した。それゆえ、ホンタイジはその違いを明確にしようとする一方で、漢人官僚の登用や六部などの中国的行政制度の導入、整備を推進した。また、帰順した漢人武将やモンゴル人諸王の兵力を利用して、自らの軍事力を強化した。ホンタイジは中国的な皇帝導入によりハン権を強化しようとした側面とともに、東北アジア、内陸アジア、中国内地を支配した大元国皇帝の継承を志向した側面もあり、漢化政策だけではなかった点を指摘した。しかし、皇帝権を確立できないままホンタイジは死去し、中国的な要素と満洲族の部族制的要素とを融合させていく試みは、雍正帝の時に確立したとしている⁽⁶⁾。

松浦茂はヌルハチ期の世襲制度について考察をおこない、ヌルハチが1620年（天命5年）に制定した世職制度は、これまでは八旗制と混同されてきたが、八旗制と並存した独自の系統を持ち、その目的は家臣を統一的序列の下に組み込むことでアンバン（大きな権限を持つ上級家臣）を統制し、官僚化することであったと主張した⁽⁷⁾。次いで、ヌルハチは周辺領域の占領後には、その住民を強制的に移住（徙民）させて、居城近隣に住まわせて軍事力を増強するとともに、農業労働者にしていたことを明らかにした⁽⁸⁾。こうしたヌルハチ期の考察をふまえて書かれたヌルハチの伝記は、啓蒙書でありながら水準の高い記述となっている⁽⁹⁾。その後、松浦茂はアムール川流域の辺民制へと研究対象を移し、満文档案を駆使した優れた研究を多数発表し、2006年に大著『清朝のアムール政策と少数民族』を刊行した⁽¹⁰⁾。

80年代後半以降、増井寛也は女真・満洲人の状況、マンジュ国・清朝に関する論文を精力的に出している。ヌルハチ期については、その事跡の考証やフェアラ城にアンバンを集住させて統制強化と軍事力の集中化をおこない、統治機構と政務分掌体制の整備をはじめた経過について考察した⁽¹¹⁾。また、五大臣の設置年代や四旗制が成立した前後のヌルハチ政権の状況について考察した⁽¹²⁾。ホンタイジ期については専管権を題材にして、政権の権力構造について分析した。専管権の性格については、以前から首長が持つ権限をハ

ンが保障したという見解と、ハンが恩賞として一部の功臣に授与した特権であるという見解が並存していると、前者に従うとホンタイジ政権はハンと首長たちの連合体となり、後者に従うとハンが首長に対して君主権を確立していたとみなせる。こうした問題設定をおこない、結論として連合的性格を全面否定はできないが、ハンと首長の間には君臣関係があったと指摘した⁽¹³⁾。政治史だけではなく、増井寛也は女真の社会状況について戦前以来議論になっている血縁組織であったハラ、ムクンのあり方について、より突っ込んだ議論を展開した⁽¹⁴⁾。また女真諸部の動向についても緻密な考察をしている⁽¹⁵⁾。

1987年に細谷良夫はマンジュ国・清朝に帰順した漢人について、とくに孔有徳、尚可喜の動向に考察を加えた。強力な火器を有する彼らの軍団は、定説とは違って八旗漢軍に編入されていなく、独自の軍団として存在したことを主張した。その理由として、彼らの軍団を分解して各旗に編入されることは八旗制の分権性を促進するので、ハン(皇帝)権力の強化をはかるホンタイジはおこなわなかったという興味深い指摘をした⁽¹⁶⁾。1992年にはヌルハチ期に軍功から重用されたが、ホンタイジ期に失脚した布山について考察し、2007年にはホンタイジ期に帰順した尚可喜の動向に関する論文を発表した⁽¹⁷⁾。また1990年には、マンジュ国・清朝の動向は、20世紀の満洲国にも影響をおよぼしていたことを指摘する論文を発表している⁽¹⁸⁾。

和田正広は80年代に李成梁に関する研究を次々に発表して、1995年に著作をまとめた⁽¹⁹⁾。李成梁の戦法は女真、モンゴルと正面から戦うのではなく、彼らの掠奪は放任し、飽食して退却する時を見計らって攻撃し、自軍の被害を可能な限り回避するものであった。また、その戦功報告は戦死した明軍兵士の首級をカウントするなど欺瞞に満ちており、虚偽の戦功報告をすることで出世して一大勢力に成長したこと、李成梁の不正行為に気がつく官僚もいたが、李成梁は中央政界との結びつきを強める働きかけをおこない、不正が発覚しても中央の大官はもみ消していたことを明らかにした。また1590年代に遼東で発生した金得時の反乱を分析し、遼東の人々が反乱軍に加担していた要因について考察を加えた。和田正広の研究は、

李成梁が女真・モンゴルの侵攻に悩む遼東において、どのような判断にもとづいて勢力拡大したかを明らかにしている。李成梁の個人史に止まるのではなく、当時のマンチュリアの状況理解を大きく前進させる内容を持っていると評価できる。

渡辺修は遼東在住者である「遼人」の動向について考察するとともに、ホンタイジ期の漢人統治の特徴について考察を加えた⁽²⁰⁾。

90年代には明末政治史において遼東問題がどのような意味を持ち、いかなる影響をおよぼしたのか考察した、小野和子による論文が出された⁽²¹⁾。

岩井茂樹は、16～17世紀の沿岸部、長城周辺、遼東の状況を巨視的に考察し、「東アジアの南北に同時並行的に進んだ地域間交易の発展と辺境社会の流動化」により「言語や種族を乗り越えた華夷共同社会が出現」したとし、その帰結として明清交替を理解する見解を主張した。そしてヌルハチの勢力拡大を、「銀や人やモノ」が激しく流動した、「生き馬の眼をぬくような、荒っぽい辺境のマーケットのなか」から台頭してきたのではないかと指摘した⁽²²⁾。16世紀から17世紀にかけて東アジア周辺で生じた政治・社会変動の一環として、清の国家形成とその特徴を把握する必要性は極めて重要な観点であり、今後の研究のふまえなければならない視点だと考える。さらに岩井茂樹は、中国での研究の多くはヌルハチの台頭を一国的な発展史から、女真の民族的結集の結果として清朝の成立を評価し、異民族による中国征服であったと理解しているが、こうした見解には同意できないとも述べている

- (1) 村松裕次1972
- (2) 周藤吉之1972
- (3) 田中通彦1972、1976、1977
- (4) 石橋崇雄1981
- (5) 石橋崇雄1983
- (6) 石橋崇雄1988、1994、1997
- (7) 松浦茂1984
- (8) 松浦茂1986
- (9) 松浦茂1995
- (10) 松浦茂2006
- (11) 増井寛也1999a、2004
- (12) 増井寛也2007、2009
- (13) 増井寛也2006a

- (14) 増井寛也1993、1996、1997、1998、1999b
- (15) 増井寛也1989、1996-97、1999c、2003、2006b
- (16) 細谷良夫1987
- (17) 細谷良夫1992、2007
- (18) 細谷良夫1990
- (19) 和田正広1984、1986、1987a、1987b、1987c、1988、1995
- (20) 渡辺修1983、1994
- (21) 小野和子1996
- (22) 岩井茂樹1996

4. 2000年以降の研究動向

杉山清彦は1998年に最初の論文を発表した後、八旗制や女真に関する論文を次々に発表して、マンチュリア史の理解を増進させている。これまでの八旗制度の研究はニルの構造、グサの成立、ハラ・ムクンの変化など、その構造や組織のあり方から考察する傾向が強かった。そうした傾向とは別に、杉山清彦は八旗の人的構成を復元し、それをもとに分析することの有効性を主張して、マンジュ国・清朝の政治史の考察をおこなった。

最初に母系氏族の果たす政治的機能の重要性を手がかりとして、マングルタイの領した正藍旗の人的構成を復元し、旗王の姻戚関係が旗の構成に重要な役割を果たしていたことを明らかにした。そして、ヌルハチが征服した人々を八旗に編成する際には、氏族・通婚など従前の結合関係に基づくとともに、旗王には諸子姪の中から関係の深い人を選んでいったという仮説を主張した⁽¹⁾。次いで、ヌルハチ、ドルゴンの領旗支配について検討し、上記の仮説があてはまることを論証した⁽²⁾。さらに、フルン四国王家の八旗への編入過程について検討を加え、征服されたフルン諸部は門地・勢力を基準としてニル・世職を授与され、通婚により八旗の構成員に編成されたと指摘した⁽³⁾。また、ヌルハチの側近集団、親衛組織であったヒヤの実態を考察して、「ヒヤこそ八旗制下の求心構造の核心」であったと主張した⁽⁴⁾。これら一連の論文により明らかにした八旗制の構造・性格を基軸に、大清帝国の支配構造に八旗制がおよぼした影響について論じた⁽⁵⁾。

八旗制度下の女真・マンジュ人の状況に関する考察も進め、清朝政権は「門地と功績とに存在基

盤をおく諸氏族が、帝室アイシン・ギョロ氏を中核に八旗に分属して、重要な地位・職掌を分有した連合政権であり、八旗制とは、「その連合形態」であったと主張した⁽⁶⁾。さらに、女真の諸氏族が八旗制度に組み込まれ、満洲旗人となる変遷について考察し、ヌルハチ政権を構成した諸氏族は明初、さらには金・元代にまでさかのぼる貴種としての伝統を持つ人々であったと指摘した⁽⁷⁾。

また、帰順した漢人（李成梁一族、李永芳一門）が、どのようにマンジュ国・清朝の統治機構に取り込まれたのか、具体的に検討した。明朝統治下の遼東の漢人在地支配層はいかにして自分たちの生命、財産を守っていくのかを考え、他方ヌルハチ、ホンタイジ政権はいかにして彼らを政権傘下に収めていくのか考えていた。両者の接点として、また新来者を流し込み、枠にはめる鑄型として八旗制度は利用されたと主張した。さらに、マンジュ国・清朝は官職・位階の叙任・授与だけでなく、入侍・通婚・賜名など私的・擬制親族的な関係を多重に取り結ぶことで、さまざまな出自・前歴の臣下を強固かつ緊密な関係性のなかに取り込んでいたことを明らかにし、こうした方策を「マンジュ化」と呼んだ⁽⁸⁾。

以上の杉山清彦の研究により、マンジュ国・清朝は八旗制を使って異質な人々を取り込んで軍事力の拡大を果たしていたことが明らかになった。ヌルハチは八旗制という官僚機構の頂点にいた独裁的君主だとした安部健夫の理解とは違い、ヌルハチやホンタイジは旗王の一人であったという分封制的、連旗制的な理解を主張した。

谷井陽子は2004年以降に八旗制に関する論文を発表して、八旗制は分封制的性格ではなく集権的体制であったとする論点を展開し、杉山清彦の八旗制理解とは異なった見解を主張している。まず谷井陽子はハンと臣下との関係を規定した官位制について考察し、ハンが功績に基づいて旗人に官位を授け、その官位が旗人の経済的な処遇と結びついた管理制度が存在、機能していたことを主張した。ハンの権限は、国内すべての人々を統制下に置くものであり、入関前の後金政権には強権的側面があったことを指摘した⁽⁹⁾。

次いで「八旗制度再考」と題する論文を2005年から発表して、八旗制度を当時のマンジュ国・清

朝の置かれた状況のなかに位置づける試みをおこなっている。この論文は未完であるが、現在発表されている内容についてまとめてみたい。

最初に、孟森に始まる「連旗制」として八旗制を理解する見解に異論を唱えた。連旗制理解の論拠について検証し、旗王はその領旗に対して独占的な権力を持っていたことや、旗を単位とした独立的な活動は立証されていないことを指摘した。とくに細谷良夫が『満文老檔』天命7年3月3日の記述をもとに、ハンの擁立は八王の推戴によりおこなわれたのであり、ハンは独裁的君主ではないので、八旗制は連旗制的性格を持つと主張している点を反駁した。谷井陽子はこの記述について、これはヌルハチが自分の死後の体制のあり方を指示したものであり、既存の体制の状況を述べたものではないとして、この史料は連旗制の根拠にはならないとした。この指摘は妥当性を持っており、強烈な反論だと言えよう。次いで、連旗制的理解では説明困難な事例があることを示し、さらに連旗制的理解の背景には、モンゴル史から抽出されたモデルや唯物史観の発展段階論に依拠した考え方があり、「満洲史の実証的研究から明確な歴史像を描き」出していないと批判した⁽¹⁰⁾。

次に、八旗制の特徴を経済的背景から考察した。ヌルハチ期では対明断行後に自給自足を余儀なくされたが、人口の少なさが農業生産増大の足かせとなっていた。そのため占領地の住民を労働力にするとともに、外征という掠奪によって食糧不足を補った。ホンタイジ期でも「経済的には危うい平衡を保つ状態」であったので、国家維持のために個人の利害追求は認めず、全構成員に重い経済的負担を強いた。それゆえ、その負担には公平さが求められ、多数が是認できる内容でなければならなかった。こうした経済状況が八旗制の財政基盤を規定したと主張した⁽¹¹⁾。

マンジュ国・清朝の財政構造について検討をおこない、財貨・労力の納入・配分は、国家と個人の間でおこなわれ、旗王とその属人の間には封建的な経済関係はなかったと主張した。経済的側面から八旗制の機能を考えるならば、利益と負担を公平に配分する単位であったとし、こうした機能は経済的困窮下にあったヌルハチらにとって、公平さが損なわれた場合、政権の凝集力が低下を懸

念したことから形成されたと解釈した⁽¹²⁾。

ニルの状況について考察し、ニルの管理者がニルの構成員に行使できた権力は限定的であったことを主張した。無制限な権力行使は国法により規制されており、国家にとって悪影響をおよぼす権力関係が、ニル内部に生じないようにしていたという理解を示した⁽¹³⁾。

ヌルハチによる遼東占領までは、比較的単純な用兵、作戦をしていたが、明との本格的な戦いが始まると、戦争の形態が変わり、それに対応する必要が生じた。短期戦ではなく長期にわたる攻城戦をどうおこなうのか、長距離におよぶ行軍の補給をどうするのかなど、ホンタイジは新しい状況への対応を迫られた。経済的困窮下にある後金政権が選択できた戦略は、時間と労力をかけて山海関を突破することしかなかった。こうした状況が八旗制の組織化と運用を規定したとして、その検討を今後おこなうとしている⁽¹⁴⁾。

谷井陽子による八旗制の再考はまだ完結していないが、マンチュリアの動向と八旗内部の状況の統合的な理解を目指しているように思われる。八旗制が連旗的なのか、集権的な構造なのか、その評価はさておき、谷井陽子の研究がマンチュリア史の理解増進に貢献したことは確かである。谷井陽子の主張を考慮してか、杉山清彦も八旗制に関する見解を修正し、2008年の論文では「マンジュ＝大清国政権は、ハンの統率力・指導力にみられる強い集権性と、それを支えかつ牽制する八旗の連合体制という、二つのベクトルのバランスの上に成り立っていた」と述べている⁽¹⁵⁾。ハンと臣下という縦のベクトルと、八旗の連合性という横のベクトルの均衡の上に八旗制は存在していたとし、これまで強調してこなかった縦の主従関係に言及している。

上田裕之はマンジュ国・清朝の政権構造、政治制度について考察した。入関前において、ハン、王侯、功臣が人參採取制度の中でどのような位置づけにあったのかを検討し、異姓諸侯をヌルハチの配下に取り込もうとした政策の一つであったと主張した⁽¹⁶⁾。また八旗俸禄制度の成立過程を取り上げ、入関前では、旗人は世職の等級に応じて漢人農民が配属され、世職のない旗人には八旗・六部などの官職の序列にしたがって漢人農民が配

属され、その人数分の官糧・徭役が免除されるという支給体系の存在を明らかにした。そして、入関後にこうした制度は廃止され、旗人へは俸禄が支給されたと主張した⁽¹⁷⁾。

マンジュ国・清朝がモンゴル勢力をどのように取り込んでいたのかを研究する楠木賢道は、2009年にこれまでの論文をまとめて研究書を刊行した⁽¹⁸⁾。これまでの論文を加筆して収録しているので、発表時の論文ではなく、この研究書の内容をまとめたい。

まず内ハルハ部への対応を検討して、マンジュ国・清朝の対応には3形態（①排除、壊滅、②八旗に編入、③ジャサク旗に編成）があったと指摘した。こうした対応とともに、マンジュ国・清朝宗室はホルチン部首長層との間に双方向的な婚姻関係を幾重にも結び、対明朝、対チャハル部攻撃をおこなうための政治的、軍事的背景を形成していたと主張した。また、内モンゴル諸部から軍事力を引き出すために、法支配の実績を積み上げていったことを明らかにした。そして、1631年におこなわれた大凌河攻城戦の布陣からマンジュ国の政権構造について考察し、権力の中心にはホンタイジが位置し、その周囲を宗室諸王が取り囲み、さらにその外側を外藩モンゴルの諸王が取り囲んでいたと指摘した。さらに、1636年のホンタイジ皇帝即位に伴っておこなわれたモンゴル諸王の冊封を題材にして、清朝支配の枠組みについて考察した。ホンタイジは皇帝即位にあたり諸王を冊封するという中華王朝的な儀礼をおこなったとはいえ、ホンタイジは直轄の3旗を率いて権力の中心に位置し、その周囲を宗室の諸ベイレが残りの5旗を率いて取り囲み、さらにその外側を外藩モンゴルの諸王が取り囲むという、極めて北アジア的な支配の枠組みをつくっていたと主張した。そして、帰順した漢人には王号は与えられたが、清朝正規の王爵ではなかったので、清朝支配体制の枠外にあったと指摘した。

総じて、マンジュ国・清朝のモンゴル諸部への働きかけは、八旗の権力分散的な状況を乗り切るためにおこなっていた点を強調していると読み取れる。

- (1) 杉山清彦1998
(2) 杉山清彦2001a

- (3) 杉山清彦2001b
(4) 杉山清彦2003
(5) 杉山清彦2007、2008a、2008b
(6) 杉山清彦2008c
(7) 杉山清彦2010
(8) 杉山清彦2004、2009
(9) 谷井陽子2004
(10) 谷井陽子2005
(11) 谷井陽子2006
(12) 谷井陽子2007
(13) 谷井陽子2010
(14) 谷井陽子2011
(15) 杉山清彦2008d、110頁。
(16) 上田裕之2002
(17) 上田裕之2003
(18) 楠木賢道2009

参考文献 日本語

阿南惟敬

- 1960 「サルフ戦前後の満洲八旗の兵力について」『歴史教育』8-11 pp.9-18
→『清初軍事史論考』pp.158-175
1961a 「清初の甲士に関する考察」『歴史教育』9-12 pp.45-55
→『清初軍事史論考』pp.176-195
1961b 「清初の黒龍江虎爾哈部について」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社 pp.49-59
→『清初軍事史論考』pp.9-18
1962a 「清初の甲士の身分について」『歴史教育』10-11 pp.56-62
→『清初軍事史論考』pp.196-207
1962b 「清の太宗の黒龍江討伐について」『防大紀要』7
→『清初軍事史論考』pp.19-44
1963 「清初の東海虎爾哈部について」『防大紀要』8
→『清初軍事史論考』pp.45-73
1965 「天聰九年の蒙古八旗成立について」『歴史教育』13-4 pp.50-55
→『清初軍事史論考』pp.332-342
1966a 「漢軍八旗成立の研究」『軍事史学』2-6 →『清初軍事史論考』pp.343-369
1966b 「満洲八旗国初ニルの研究」『防大紀要』13 pp.29-64
→『清初軍事史論考』pp.208-242

- 1967「清初固山額真年表考」『防大紀要』15 pp.1-27
→『清初軍事史論考』pp.243-267
- 1968「清初ニル額真考(上、下)」『防大紀要』16、17 pp.109-143、pp.81-112
→『清初軍事史論考』pp.268-301、pp.302-331
- 1969「清初総兵官考」『防大紀要』19 pp.471-497 →『清初軍事史論考』pp.402-426
- 1970「清の太宗のウスリー江討伐について」『防大紀要』20 pp.127-153 →『清初軍事史論考』pp.86-109
- 1971「清初バヤラ新考」『史学雑誌』80-4 pp.1-39 →『清初軍事史論考』pp.495-537
- 1975「天聰九年専官ニル分定に関する新研究(上、下)」『防大紀要』30、31 pp.253-271、pp.1-36
→『清初軍事史論考』pp.550-600
- 1977「清初正藍旗改組始末考」『江上波夫教授古稀記念論集 歴史篇』山川出版社
→『清初軍事史論考』pp.601-616
- 1980『清初軍事史論考』甲陽書房 637p
- 安部健夫**
- 1942a「八旗満洲ニルの研究(1)」『東亜人文學報』1-4 pp.799-875
→「八旗満洲ニルの研究」『清代史の研究』創文社、1971 pp.281-369
- 1942b「八旗満洲ニルの研究(2)」『東亜人文學報』2-2 pp.174-238
→「八旗満洲ニルの研究」『清代史の研究』創文社、1971 pp.59-125
- 1951「八旗満洲ニルの研究(3)」『東方学報』20 pp.1-134
→「八旗満洲ニルの研究」『清代史の研究』創文社、1971 pp.125-281
- 石橋崇雄**
- 1981「清初バヤラの形成過程」『中国近代史研究』1 pp.3-42
- 1982「書評：阿南惟敬『清初軍事史論考』」『史学雑誌』91-12 pp.61-70
- 1983「ハgūsaとハgūsa色別との成立時期について－清朝八旗制度研究の一環として－」『中国近代史研究』3 pp.1-40
- 1988「清初ハン(han)権の形成過程」『榎博士頌寿記念東洋史論叢』汲古書院 pp.21-42
- 1994「清初皇帝権の形成過程－特に『丙子年四月<秘録>登ハン大位档』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として－」『東洋史研究』53-1 pp.98-135
- 1997「マンジュ(manju,満洲)王朝論－清朝国家論序説」『明清時代史の基本問題』汲古書院 pp.285-318
- 石橋秀雄**
- 1961a「清太祖の遼東進出前後に関する一考察」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社 pp.72-82
→『清代史研究』pp.129-136
- 1961b「清初の対漢人政策－とくに太祖の遼東進出時期を中心として」『史艸』2 pp.1-17
→『清代史研究』pp.137-158
- 1962「清太祖の土地政策に関する一考察」『日本女子大学紀要(文学部)』11
→『清代史研究』pp.159-174
- 1964a「清初のイルゲン(Irgen)－特に天命期を中心として」『日本女子大学紀要(文学部)』13 pp.16-26
→『清代史研究』pp.3-20
- 1964b「清初のジュシェン(jušen)－特に天命期までを中心として」『史艸』5 pp.106-122
→『清代史研究』pp.21-43
- 1968「清初のアハー－特に天命期を中心として」『史苑』28-2 pp.51-71
→『清代史研究』pp.79-106
- 1977「清初の社会－とくにジュシェンについて」『江上波夫教授古稀記念論集(歴史篇)』山川出版社 →『清代史研究』pp.45-62
- 1984「清初のアハー－太宗天聰期を中心に」『盈虚集』1
→『清代史研究』pp.107-126
- 1985「ジュシェン小考」『三上次男博士喜寿記念論文集(歴史篇)』平凡社
→『清代史研究』pp.63-78
- 1989『清代史研究』緑蔭書房 365p
- 稲葉岩吉**
- 1913「清初の疆域」『満洲歴史地理』第二巻 pp.577-651
- 1929-30「満洲民族に関する両方面の観察(上、下)」『東亜経済研究』13-4、14-2 pp.488-517、pp.161-183
- 今西春秋**
- 1935a「清の太宗の立太子問題」『史学研究』7-1 pp.108-130
- 1935b「清の太宗の立太子問題補」『史学研究』7-2 pp.251-256
- 1936「孟森氏の『清太祖告天七大恨之真本研究』と、併せて鴛淵・戸田両氏合著『清の太祖の七宗愆恨に就いて』とを読む」『東洋史研究』1-4 pp.11-36

- 1950「寧古塔考」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』 pp.95-105
- 1956-57「満洲五部の位置（上、下）」『史泉』4、5 pp.1-18、pp.1-20
- 1959「天命建元考」『朝鮮学報』14 pp.599-621
- 1961a「天命建元考補」『朝鮮学報』20 pp.126-129
- 1961b「NINGGUTA考」『朝鮮学報』21・22 pp.147-180
- 1967「jusen国域号」『東方学紀要』2 pp.1-172
- 岩井茂樹**
- 1996「十六・十七世紀の中国辺境社会」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所 pp.625-659
- 上田裕之**
- 2002「清初の人参採取とハン・王公・功臣－人参採取権保有を中心に－」『社会文化史学』43 pp.17-40
- 2003「八旗俸禄制度の成立過程」『満族史研究』2 pp.21-40
- 江嶋壽雄**
- 1944「明末満洲に於けるガシヤンの諸形態」『史淵』32 pp.1-35
→『明代清初の女直史研究』中国書店、1999 pp.409-443
- 小川裕人**
- 1950「所謂『女直国』建設に就て」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』pp.263-292
- 鷺淵一**
- 1928「清初に於ける清鮮関係と三田渡の碑文（上、中、下1、2）」『史林』13-1、13-2、13-3、13-4 pp.14-29、pp.14-22、pp.29-52、pp.46-63
- 1932「舒爾哈齊の死－清初内紛の一齣－」『史林』17-3 pp.53-76
- 1933「褚英の死に就いて－満文老档研究の一齣－」『史林』18-2 pp.77-112
- 1935a「清太祖初期に於ける蒙古との関係の一面観」『満蒙』16-9 pp.144-155
- 1935b戸田茂喜「清太祖の七宗悩恨に就いて」『史学研究』6-3 pp.402-414
- 1938a「清初の八固山額真に就いて」『山下先生還暦記念東洋史論文集』pp.197-302
- 1938b「清初擺牙喇考」『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』pp.217-268
- 1938c「清初旗地に関する満文老档の記事（上、下）」『史林』23-1、23-2 pp.1-22、pp.87-111
- 1939戸田茂喜「ジュセンの一考察」『東洋史研究』5-1 pp.1-20
- 1948「清朝前紀社会雑考」広島文理大東洋史研究室編『東洋の社会』目黒書店 pp.257-349
- 1950「清太祖時代刑政考」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』pp.321-352
- 1951「清太宗時代刑政考」『人文研究（大阪市立大学）』2-11 pp.1-32
- 1957「『瀋陽状啓』の史料的価値の一斑－特に清太宗と睿親王の身上に関して－」『神田博士還暦記念書誌学論集』pp.643-654
- 1958「清初に於る清室内紛に関する研究－特に太宗を中心として－」『東西学術研究所論叢』27 pp.1-24
- 1960a「清初太祖時代の『台吉』に関する研究」『密教文化』48・49・50 pp.19-30
- 1960b「清初太祖時代の貝勒に関する一考察」『史学研究』77・78・79 pp.481-492
- 1961「清初旗地考」『遊牧社会史探究』10
→内陸アジア史学会編『内陸アジア史論集』一、国書刊行会、1964 pp.232-253
- 1963「清初来帰者と出身地方に関する研究」『遊牧社会史探究』20 pp.1-28
- 1968a「各項稿簿の研究（一、二）」『遊牧社会史探究』35、36 pp.1-17、pp.1-7
- 1968b「朝鮮国来書簿の研究（一、二）」『遊牧社会史探究』33、36 pp.1-18、pp.8-15
- 小野和子**
- 1996「天啓の政局」『明季党社考－東林党と復社－』同朋舎出版 pp.335-393
- 神田信夫**
- 1992『満学五十年』刀水書房 289p
- 2005『清朝史論考』山川出版社 451p
- 北村敬直**
- 1949「清初における政治と社会（1）－入関前における八旗と漢人問題」『東洋史研究』10-4 pp.60-69
- 楠木賢道**
- 2009『清初対モンゴル政策史の研究』汲古書院 304p
- 坂井衛**
- 1951「清太祖の遼東発展」『史学研究』45 pp.59-63
- 1953「清初の商業資本」『史学研究』51 pp.40-48
- 杉山清彦**
- 1998「清初正藍旗考－姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造－」『史学雑誌』107-7 pp.1-38

- 2001a 「清朝八旗における最有力軍閥」『内陸アジア史研究』16 pp.13-37
- 2001b 「八旗旗王制の成立」『東洋学報』83-1 pp.53-83
- 2003 「ヌルハチ時代のヒヤ制」『東洋史研究』62-1 pp.97-136
- 2004 「漢軍旗人 李成梁一族」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学 研究所 pp.191-236
- 2007 「大清帝国の政治空間と支配秩序－八旗制下の政治社会・序論－」『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号 文献資料学の新たな挑戦③』2007 pp.245-270
- 2008a 「大清帝国の支配構造と八旗制－マンジュ王朝としての国制試論－」『中国史学』18 pp.159-180
- 2008b 「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統合の構造」左近幸村編『近代東北アジアの誕生』北海道大学出版会 pp.237-268
- 2008c 「清初八旗制下のマンジュ氏族」『清朝史研究の新たな地平』山川出版社 pp.22-51
- 2008d 「清代マンジュ(満洲)人の「家」と国家」『東アジア内海世界の交流史』人文書院 pp.105-130
- 2009 「武臣と功臣のあいだで－漢軍旗人としての李永芳一門－」『明清史研究』5 pp.99-128
- 2010 「明代女真氏族から清代満洲旗人へ」菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会 pp.457-476
- 周藤吉之**
- 1941 「清朝の入関前に於ける旗地の発展過程」『東方学報』12-2 pp.131-194 大幅に増補され、周藤吉之『清代満洲土地政策の研究』河出書房 1944の第一章に収録。
- 1972 「清朝前期に於ける八旗の村落制」『清代東アジア史研究』日本学術振興会 pp.349-413
- 園田一亀**
- 1933 「清太祖奴兒哈赤崩殂考」『満洲学報』2 pp.1-35
- 1936 「清太祖勃興初期の行迹」『満洲学報』4 pp.103-141
- 田中克己**
- 1959a 「明末の野人女直について」『東洋学報』42-2 pp.127-150
- 1959b 「鮮鯨間の兀良哈(ワルカ)問題」『史苑』20-2 pp.28-41
- 田中通彦**
- 1972 「明代女真族の所有関係と共同体」『社会文化史学』8 pp.31-47
- 1976 「明代女真族の社会構成について」『木村正雄先生退官記念東洋史論集』汲古書院 pp.289-300
- 1977 「十五世紀女真族社会と初期ヌルハチ政権の構造」『歴史人類』3 pp.33-58
- 田中宏巳**
- 1968 「固山考」『史観』78、1968 pp.57-71
- 1976 「清太祖時代の八旗制度」『防衛大学校紀要(人文・社会科学編)』33 pp.29-45
- 谷井陽子**
- 2004 「清朝入関以前のハン権力と官位制」『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所 pp.1-28
- 2005 「八旗制度再考(一)－連旗制論批判－」『天理大学学报』208 pp.83-104
- 2006 「八旗制度再考(二)－経済的背景－」『天理大学学报』211 pp.35-58
- 2007 「八旗制度再考(三)－財政構造－」『天理大学学报』216 pp.19-51
- 2010 「八旗制度再考(四)－ニルの構成と運営－」『天理大学学报』221 pp.49-78
- 2011 「八旗制度再考(五)－軍事的背景と戦略－」『天理大学学报』228 pp.19-47
- 塚瀬進**
- 2010 「元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変動と地域秩序形成」『長野大学紀要』32-1 pp.75-92
- 2011 「戦前、戦後におけるマンチュリア史研究の成果と問題点」『長野大学紀要』32-3 pp.39-70
- 戸田茂喜**
- 1937-38 「清太祖の都城遷移問題(1～4)」『史学研究』8-3、9-2、10-1、10-2、pp.402-440、pp.67-75、pp.49-65、pp.208-233
- 1941 「清初に於けるニカン＝イルゲンの発生と其の意義」『東洋史研究』6-4 pp.27-43
- 敦冰河**
- 2001 「清初国家意識の形成と転換－アイシン国から大清国へ－」『東洋学報』83-1 pp.27-52
- 中山八郎**
- 1935 「明末女直と八旗の統制に関する素描」『歴史学研究』2-5 pp.115-146
- 1944 「清初ヌルハチ王国の統治機構」『一橋論叢』14-2 pp.67-84
→『明清史論集』pp.313-332
- 1951 「清初の兵制に関する若干の考察」『和田博士還暦記念東洋史論叢』

- 『明清史論集』pp.333-348
- 1959「八旗淵源試釈」『人文研究』10-10 pp.74-95
- 1995『明清史論集』汲古書院 524p
- 布村一夫**
- 1941「明末清初の満洲族社会－通説『崩壊過程にある氏族社会説』に就て」『書香』134 pp.1-6
- 1943a「二道河子旧老城時代の満洲族社会」『収書月報』89 pp.6-18
- 1943b「明末清初の満洲族に関する一考察」『書香』15-20 pp.1-16
- 旗田巍**
- 1935「吾都里族の部落構成－史料の紹介を中心として－」『歴史学研究』2-5 pp.83-114
- 1939a「清朝創業期の社会」『歴史学研究』9-3 pp.79-90
- 1939b「満洲八旗成立過程に関する一考察－とくに『牛泉』の成立について－」『東亞論叢』2 pp.73-93
- 細谷良夫**
- 1968「清朝に於ける八旗制度の推移」『東洋学報』51-1 pp.1-43
- 1987「後金国・清朝に帰化した漢人の諸相」『中国－社会と文化』2 pp.42-60
- 1990「マンジュ・グルンと『満洲国』」『シリーズ世界史への問い8 歴史のなかの地域』岩波書店 pp.105-135
- 1992「布山総兵官考」『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社 pp.33-48
- 2007「明朝の武将尚可喜－後金国へ帰順した経緯」『東北大学東洋史論集』11 pp.283-305
- 増井寛也**
- 1993「満族入関前のムクンについて－『八旗満洲氏族通譜』を中心に－」『立命館文学』528 pp.94-116
- 1996「満族ギョルチャ・ハラ考」『立命館文学』544 pp.172-204
- 1996-97「明代の野人女直と海西女直（上、下）」『大垣女子短期大学研究紀要』37、38 pp.55-66、pp.37-49
- 1997「明代建州女直のワンギヤ部とワンギヤ・ハラ」『東洋学』93 pp.72-87
- 1998「明代建州女直マギヤ・ハラ考」『立命館文学』554 pp.53-85
- 1999a「ヌルハチ勃興期の事跡補遺」『大垣女子短期大学研究紀要』40 pp.43-55
- 1999b「明代建州女直の有力ムクン<シャジのフチャ・ハラ>について」『立命館文学』559、pp.177-219
- 1999c「明末のワルカ部女直とその集団構造について」『立命館文学』562 pp.61-107
- 2003「明末の海西女直と貢勅制」『立命館文学』579 pp.37-74
- 2004「建州統一期のヌルハチ政権とボォイ＝ニヤルマ」『立命館文学』587 pp.394-370
- 2006a「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」『立命館文学』594 pp.21-47
- 2006b「海西フルン四国王位継承考－ヌルハチ・ジュルガチ兄弟の確執に寄せて」『立命館文学』27 pp.1-39
- 2007「マンジュ国<五大臣>設置年代考」『立命館文学』601 pp.50-75
- 2008「清初ニル類別考」『立命館文学』608 pp.111-132
- 2009「マンジュ国<四旗制>初建年代考」『立命館東洋史学』32 pp.1-30
- 松浦茂**
- 1984「天命年間の世襲制度について」『東洋史研究』42-4 pp.105-129
- 1986「ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策」『東洋学報』67-3・4 pp.1-47
- 1995『清の太祖ヌルハチ』白帝社 299p
- 2006『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会 530p
- 松村潤**
- 1968「黄彰健氏の清太祖に関する論考五編」『東洋学報』51-1、1968 pp.105-112
- 1969「崇徳の改元と大清の国号について」『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』
- 『明清史論考』pp.72-86
- 1972a「清太宗の後妃」『国立政治大学辺政研究所年報』3、1972
- 『明清史論考』pp.198-216
- 1972b「清朝の開国説話について」『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社
- 『明清史論考』pp.218-230
- 1973「順治初纂清太宗実録」『日本大学文理学部創立七十年周年記念論文集』
- 『明清史論考』pp.334-354
- 1975「清太祖武皇帝実録の編纂」『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社
- 『明清史論考』pp.310-333
- 1981「アミン＝バイレの生涯」『研究紀要（日本大学文理学部人文科学研究）』25
- 『明清史論考』pp.169-197

- 1989「康熙重修清太宗実録」『内陸アジア史研究』5
→『明清史論考』pp.355-371
- 1992「天聰九年のチャハル征討をめぐる諸問題」『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀 記念論集』山川出版社、1992 pp.49-69
→『明清史論考』pp.119-139
- 1998「清朝開国説話再考」『二松学舎大学人文論叢』61 pp.132-115
- 2001『清太祖実録の研究』東北アジア文献研究会、2001 89p
- 2008『明清史論考』山川出版社 457p
- 水原重光
- 1953「太宗皇太極の民族政策」東京教育大学東洋史学研究會編『東洋史学論集』1 pp.275-288
- 三田村泰助
- 1935「天命建元の年次に就いて」『東洋史研究』1-2 pp.17-33
- 1936a「天命建元の年次に就いて(続)」『東洋史研究』1-3、1936 pp.18-29
- 1936b「満洲国成立過程の一考察」『東洋史研究』2-2 pp.117-135
→『清朝前史の研究』pp.467-492
- 1941「清の太宗の即位事情とその君主権確立」『東洋史研究』6-2 pp.1-24
- 1942「再び清の太宗の即位事情に就いて」『東洋史研究』7-1 pp.1-19
- 1950「満文太祖老檔考」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』pp.845-866
→『清朝前史の研究』pp.323-346
- 1957a「満文太祖老檔と清太祖実録との対校」『立命館文学』150・151 pp.1-30
- 1957b「近獲の満文清太祖実録について」『立命館文学』141 pp.36-49
→『清朝前史の研究』pp.362-347
- 1958「満文太祖老檔と清太祖実録との対校(上、中、下)」『立命館文学』161、162、163、pp.1-29、pp.31-50、pp.51-68
- 1959「清太祖実録の纂修について」『東方学』19 pp.1-12
→『清朝前史の研究』pp.363-380
- 1960「明末清初の満洲氏族とその源流」『東洋史研究』19-2 pp.48-85
→『清朝前史の研究』pp.57-106
- 1962a「満文太祖老檔と清太祖実録との対校」『立命館文学』200 pp.1-32
- 1962b「初期満洲八旗の成立過程」『明代史論叢：清水博士追悼記念』大安 pp.315-355
→『清朝前史の研究』pp.283-309
- 1963「ムクン・タタン制の研究」『明代満蒙史料研究』pp.341-483
- 1964「ムクン・タタン制の研究」『立命館文学』223 pp.1-53
→上記二論文を合わせて「ムクン・タタン制の研究」『清朝前史の研究』pp.107-282として発表。
- 1965『清朝前史の研究』同朋舎 492p
- 村松裕次
- 1947「奴兒哈赤の女真国とその部族的秩序との交渉」『一橋論叢』17-3・4 pp.92-130
- 1972「旗地問題憶測－満洲的土地制度の原型－」川野重任編『アジアの近代化』東京大学出版会 pp.293-311
- 和田清
- 1939「満洲諸部の位置に就いて」『東亜論叢』1 pp.1-18
→『東亜史研究(満洲篇)』pp.566-582
- 1940「清祖発祥の地域について」『池内宏還暦東洋史論叢』pp.893-912
→『東亜史研究(満洲篇)』pp.582-596
- 1951「清の太祖興起の事情について」『東洋学報』33-2 pp.127-162
→『東亜史研究(満洲篇)』pp.597-636
- 1955『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫 674p
- 和田正広
- 1984「李成梁権力における財政的基盤(1,2)」『西南学院大学文理論集』25-1、25-2 pp.99-142、pp.93-140
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』pp.208-199
- 1986「李成梁一族の軍事的台頭」『八幡大学社会文化研究所紀要』19 pp.6-56
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』pp.12-63
- 1987a「李成梁一門の戦績の実態分析」『八幡大学社会文化研究所紀要』20 pp.79-133
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』pp.64-119
- 1987b「李成梁の戦功をめぐる欺瞞性」『八幡大学社会文化研究所紀要』21 pp.33-72
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』pp.120-160

1987c 「妖賊金得時の謀叛」『論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』
pp.300-341

1988 「李成梁と政府諸機関との癒着関係」『八幡大学社会文化研究所紀要』22 pp.95-139
→『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』
pp.162-208

1995 『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究：明清交替期の軍閥李成梁をめぐる』九州国際大学社会文化研究所 391p

若松寛

1967 『奴兒哈赤』人物往来社 270p

渡辺修

1983 「明末の遼人について」『東方学』65 pp.75-88

1994 「『己巳の役』(一六二九-三〇)における清の対漢人統治と漢官」『松村潤先生古稀記念清代史論集』汲古書院 pp.141-164

参考文献 中国語

陶希聖

1934 「滿族入関前の俘虜与降人」『食貨』2-12 pp.31-37

馬奉琛

1935 「滿族未入関前の經濟生活」『食貨半月刊』1-6 pp.30-46。

→池田孝訳「滿族入関前の經濟生活」『滿鉄調査月報』17-7、1937 pp.163-183

孟森

1935 「清太祖告天七大恨之真本研究」『史学』1 →『明清史論著集刊』上、中華書局、1959 pp.203-217

→『明清史論著集刊』上、中華書局、2006 pp.254-268

1936 「八旗制度考実」『中央研究院歴史語言研究所集刊』6-3 pp.343-412

→『明清史論著集刊』上 中華書局、1959 pp.218-310

→存萃学社編『清史論叢』第二集、大東図書公司、1977 pp.1-70

劉選民

1938 「清開国初征服諸部疆域考」『燕京学報』23 pp.129-182

→存萃学社編『清史論叢』第一集、大東図書公司、1977 pp.107-160